

第6回市史講座ミニレポート：平成28年9月17日（土）

「戦後復興期における松江の観光振興―「松江国際文化観光都市建設法」成立を中心に―」

講師：工藤泰子 先生（島根県立大学短期大学部准教授）



本講座では工藤先生より、昭和26年に成立した「松江国際文化観光都市建設法」（以下、松観法）について、戦後の国際観光推進の流れや先例である京都市との比較、当時の市長や市民の反応などを交えつつお話しいただきました。

まず日本国内の時代背景として、敗戦直後から外貨獲得を目的とした国際観光事業促進の動きがあったとのこと。当初の対象者は進駐軍関係者でしたが、数年後には民間貿易バイヤーの来日に期待が高まり、さらに一般外国人観光客へと対象が広がっていきました。貿易・観光をテーマとした博覧会も全国で多数開催されたそうです。

次に、昭和25から26年に別府をはじめ全国9都市で相次いだ観光関係特別建設法の制定状況を説明されました。このうち、特に「国際文化観光都市」を標榜したのが奈良・京都・松江の3都市でした。京都市の場合、キーワードとしたのは文化財保護と活用であり、市議会や国会での趣旨説明では、興味深いことに「ウォーナー伝説」が根拠として強調されたそうです。京都・奈良は、ラングトン・ウォーナー博士がトルーマン大統領に進言し、文化都市としての価値が認められたおかげで爆撃を免れた…という、誰もが一度は耳にしたことのある、あの逸話です。

一方、これと対応するように松江市が強調したのは、ハーンとの深いつながりでした。昭和25年はハーン生誕100年にあたり、もともとは市の観光文化課長がその記念事業開催に向けた国会請願中、松観法提出について示唆を得たとのこと。法案提出のきっかけもハーンにあったのです。そして松観法の第一条には、当時の小林誠一松江市長によって「ラフカディオ・ハーン（小泉八雲）の文筆を通じて世界的に著名であることにかんがみて…」との文言が加筆されました。これは、条文に外国人の名前が入った初めての日本の法律だそうです。

す。一部の反対も受けましたが、松観法はハーンの知名度を生かして国会での採決を無事通過。最後に松江で住民投票にかけられ、投票率73%、うち賛成76%という高い関心と支持を得て、成立に至りました。

以上の内容を、当時の新聞報道や国会・市議会の議事録を縦横に紹介しつつお話しいただき、松観法成立をめぐる当時の人々の攻防が生々しく伝わってくる講座となりました。